

令和 8 年度
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会（第 6 回）
議事要旨

1. 日 時

令和 8 年 6 月 8 日（月）15:00～18:00

2. 場 所

株式会社プレック研究所 2 階会議室（Web 併用）

3. 出席者（敬称略・五十音順）

（検討委員）

石井	信夫	東京女子大学	名誉教授
勢一	智子	西南学院大学法学部法律学科	教授
寺田	佐恵子	大阪公立大学農学部緑地環境科学科	助教（Web 参加）
原	久美子	公益社団法人日本動物園水族館協会	専務理事
三橋	弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所	自然環境系生態研究部門 講師
箕輪	さくら	信州大学経法学部総合法律学科	准教授

（環境省）

野生生物課 川越課長、笹渕課長補佐、守課長補佐、和田係長
希少種保全推進室 北橋室長、吉澤室長補佐、橋口室長補佐、最上室長補佐、
田村係員、久保係員
総務課 木村課長補佐（Web 参加）

（事務局（株式会社プレック研究所））

村田、佐々木、中居、西田

4. 議事概要

<挨拶>

1. 検討会報告書案について

(パート① 資料1 はじめに、1. 希少種の生息・生育の場の保全、2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減)

・環境省(北橋室長)から報告書案のパート①(「はじめに」「1. 希少種の生息・生育の場の保全」「2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減」)について説明。前回骨子から大きな構成変更はないが、第5回で初めて具体的な検討がなされた象牙の取引規制に係る項目を追加。保護増殖事業のあり方については「希少種保全に係る国と自治体との連携強化」に一本化。「はじめに」では国内外の動向・施行状況評価・不適切な再生可能エネルギーへの対応・法改正検討の背景等を整理。「1.」では希少種の減少要因分析、生息地等保護区の指定推進、希少種情報の収集・整理・活用、民間団体による場の維持・管理活動への支援を記載。「2.」では助言・指導の実効化、希少種情報の公開・提供、保護増殖事業実施区域内の事業者に対する措置の実効性担保について記載。(環境省 北橋)

(意見及び質問)

石井委員(座長)

- ・4ページ「種の生息生育状況の改善に有効な場の保全」は「維持」も重要であるため、「維持・改善」としていただきたい。
- ・インセンティブに関する記述の「インセンティブの形成や阻害となる規制緩和を検討」は「規制緩和が阻害している」と読めてしまうため、「阻害となる規制の緩和」と正確に伝わる表現に修正いただきたい。
- ・「希少種取引の厳格な管理」という表現については、厳しくすれば良いという思い込みがあると思うが、保全に資することを前提とした管理であることが伝わる書き方にしていきたい。
- ・8ページのレッドリスト掲載3,587種は国内の絶滅危惧種であり、後で国際希少野生動植物種の話が出てくるので、国内のものであることを明示していただきたい。
- ・11ページの情報収集について「各種の分布情報だけではなく」とあるが、分布に加えて個体数・生息密度・動向のトレンドなども含めていただきたい。場の保全の重要性が強調されているのはとても良いが、その手前の情報も忘れないでほしい。

三橋委員

- ・7ページの再生可能エネルギーのところに「不適切な再生可能エネルギー」という言葉が使われているが、再生可能エネルギー業界の方から非常に構えられそうな語感なので、もう少しマイルドな、例えば「立地上課題のある」というような表現にできないか。
 - ・種の保存の観点から立地上の問題なのか保全への配慮が不十分な点なのかを明確に書き分けた方が良くと思う。
- >立地上の問題として希少種の保全上重要な場所が開発されようとしているかどうかということ、またその手法として保全への配慮が十分な形になっているかどうかという2点が分かるよう修正する。「不適切な再生可能エネルギー」という表現についても工夫をしてみたい。(環境省 北橋、笹渕)

勢一委員

- ・中間評価の「大きな進展なし」という評価については今後更新される見込みであり、タイミングによっては次の議論につなげる記述として盛り込んでいただけると良い。
- ・生息地等保護区の指定手続きが困難であると感じている。関係行政機関の長との協議や中央環境審議会の意見聴取が求められるため手続きの負担が大きく、情報提供の整備とあわせ

て手続きの加速化を真剣に検討していただきたい。

- ・自然共生サイトの認定はここ最近進んできている。希少種が守られているような自然共生サイトについては生息地等保護区を重ねていくことも現実的な対応策であり、ぜひその方向で具体化していただきたい。

- ・希少種情報の公開・提供のところで制度上の位置づけを加えていただいたことを確認した。データベースとして活用できる形になれば、EADAS との重ね合わせが可能となり活用しやすくなる。場合によっては事業者限りでの提供とするなど、仕組みの設計まで踏み込んで検討いただけるとありがたい。

- ・助言・指導については情報をきちんと把握した上で行うとしても、事業者が拒否した場合に対応できるかという問題がある。また生息地等保護区のバッファー設定も含め対応範囲としてどこまで見ることができるのかを制度設計の中で検討していただけるとありがたい。

>アセス担当部署との連携も含め情報公開の検討を進めていきたい。助言・指導に加えた対応については予見可能性の確保も含め具体的な形で制度の中身をあらかじめ固めた上で対応の方向性を考えていきたい。（環境省 北橋）

寺田委員

- ・全体として、種ごとの対応に留まらず、生息・生育の場の保全や関係者連携の議論に踏み込んでいただいた点が良かった。

- ・5ページの今後の検討の方向性に、「生きている個体の心身への負担軽減」という記載があるが、種の保存法において動植物の心理の面まで踏み込むのか、「心身」という表現が適切なかが気になった。表現の工夫を検討いただきたい。

- ・Xページの「希少種取引の厳格な管理と負担軽減のバランスの確保」という表現について、負担軽減が厳格な管理とが別のものであるかのように読めてしまう。事務手続き等の負担軽減も実効的・効果的な管理を実現するための手段であり、厳格性と相反するものではないことが伝わる表現を検討いただきたい。

- ・7ページの「はじめに」の図において「流通規制の適正化」の矢印が「希少種に係る譲渡し等規制の適正化」となっている点について、今回の検討が国際希少種に係るものであることを踏まえ「希少種」全般を意図するような現行の表記で良いのか、「国際希少種」と記載した方が適切かについて検討いただきたい。

>「心身への負担」の表現については施行状況評価の引用であるが、今回の報告書での議論との整合が取れるよう表現の工夫を検討したい。「希少種」の表記については内容を精査した上で問題なければ表現を修正する。（環境省 笹淵）

箕輪委員

- ・法律の骨格ができたのが平成4年であり、その後に環境規制の制度整備がなされてきたことを考えると、法体系が前提としている社会状況は大きく変わってきている。現代のネイチャーポジティブを目指すという視点からの見直しが必要だと思う。

- ・財産権の制限については公共の福祉を根拠として認められているが、その「公共の福祉」が何を意味するかについてももう少し踏み込んで考えることが必要。

>法改正の流れや種の保存の重要性・社会的な認知も含めてだいぶ変わってきている部分があると思うので、民間活用の活性化なども含めて対応できることをしていきたい。（環境省 北橋）

三橋委員

- ・種の保存法の分野に事後的なチェックが入る仕組みがないという点が最も不足している。助言・指導を行った後に、言ったことが守られているかどうかを確認できる仕組みがなければ抑止力にならない。強制力がなくとも、点検に入ることができるというだけで十分な抑止力になると思うので、何らかの形で記載できないか。

- ・自然資本管理やネイチャーポジティブ経済移行と大々的に宣言しているのだから、企業会

計への税務調査と同様に、脱税チェックに相当するような【種の保存法事後点検】の仕組みが必要である。調査官のいない税金徴収は意味がない。

>実効性を担保するという意味で報告徴収や立入りができるかどうかというところは具体的な中身として検討していきたい。抑止力という点については承知した。（環境省 北橋、川越）

(パート② 資料1 3.民間等と連携した希少種保全活動の推進、4.希少種に係る国と自治体との連携強化)

・環境省（北橋室長）から報告書案のパート②（「3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進」「4. 希少種に係る国と自治体との連携強化」）について説明。「3.」では認定希少種保全動植物園等制度の更なる活用（認定メリットの明確化・更新制度の廃止等手続き合理化・複数園館連携の円滑化）、民間企業等の保全活動への参画促進、ネイチャーポジティブを踏まえた企業貢献評価の仕組みの検討等を記載。「4.」では全都道府県アンケートおよび10都道府県個別ヒアリングの結果を踏まえ、国が優先的に実施すべき取組の考え方の整理、国と自治体の連絡・調整の場の設置、自治体による生息地等保護区の指定・保護増殖事業への参加を可能とする仕組みの検討、種の保存法と都道府県条例との関係整理を記載。（環境省 北橋）

(意見及び質問)

勢一委員

・21ページの「国が優先的に実施すべき取組の考え方の整理」について、全国的に見て特に保全が必要な種や場所の保全は国が優先的に取り組むという整理は非常に明確だが、最後の事業の実施まで全て国が担うという想定なのかというところが分かりにくかったため確認したい。

・国が一定の関与をした上で自治体が生息地等保護区の指定ができるような仕組みにするというふうに読めるが、そうだとすると現行法のスキームから相当大きく変わることになる。そこまで想定されているのか、また国の優先的な取組との区切り分けはどう整理されているのかを教えてください。

>国内希少種に指定したことがイコールで保護増殖事業まで全部国がやることにはならない。個別の事例に応じて国が優先的にやる部分と、国内希少種であっても地方で独自に取組ができるような仕組みも検討できないかと思っている。自治体による保護区指定については、国内希少種指定によって都道府県条例の指定が解除されてしまうといった問題に対応するための仕組みを想定しており、条例改正か国の制度変更かについては都道府県等との意見交換の場の中でよく踏まえて考えていきたい。（環境省 北橋、笹渕）

原委員

・認定希少種保全動植物園等の手続きが整理されることで参加できる施設が増えてくることは非常に期待される場所である。国内希少種でない種においても自治体と連携して域外保全・域内保全に取り組んでいる事例があった場合には認定希少種保全動植物園にも登録できるような制度に将来的には変化・進化していくと良いと思うので、将来的にはそういったことも検討していただけるとありがたい。

三橋委員

・21ページの「国が優先的に実施すべき取組の考え方の概要」のところで激甚災害時の対応が抜けている。大規模災害が起こったときに希少種の生息地そのものが破壊されてしまう場合に対応を自治体だけに任せてもなかなか難しいと思うので、激甚災害時の緊急的な支援や調整についてここに書いておいたら良いのではないか（例：兵庫県の洪水後のコウノトリ生息地保全における県・国・市連携事例等）。

・ランドスケープアプローチをやろうと思ったら国と自治体の協力が絶対不可欠になってくる。そういった形で国と自治体の連携が必要になることが分かるような記述にしていいただいても良いかと思う。

石井委員（座長）

・「具体的に整理して」とあるが、これはこれから行う作業を指しているのか。考え方の整理は相当な労力と予算を要する難しい作業であるにもかかわらず、報告書への記載がやや簡

略すぎるようにも感じる。今後の取組に向けた記述を充実させていただきたい。

・連携強化と役割分担をきちんと考えると法律の改正が必要になる可能性がある。次の法改正が必要かどうかということにつながっていくので、そのような議論につながっていくことを意識した書き方ができると良い。

(パート③ 資料 1 5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化)

・環境省（笹渕課長補佐）から報告書案のパート③（「5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化」）について説明。制度趣旨（違法個体の市場流通排除・種の保存への寄与）を冒頭で明示した上で、①ペット流通種の譲渡し等規制に係る運用改善（やむを得ない事情への対応、緊急時の一時預かりの制度的措置）、②生体の登録における個体識別措置（現時点で直ちに導入すべき種は確認されず、新技術の進展を踏まえ今後検討）、③象牙の取引規制に係る実効性の検証・向上（登録本数減少の要因把握、違反事案の検証、関係省庁連携による執行強化等）を記載。（環境省 笹渕）

（意見及び質問）

石井委員（座長）

- ・24ページのヨウムとインドホシガメの輸入量と登録数のギャップについて、これらはいずれもワシントン条約附属書ⅡからⅠへ移行したことで生じている現象であることをどこかに説明しておく必要がある。
- ・25ページの全形牙の個体等登録本数が2019年から2020年にかけて激減しているが、返納本数も同時期に相当程度低下している。登録本数の激減は本文に記載があるが、返納本数の変化も含め両者にこのような変化が生じた要因についても検討していただきたい。
- ・26ページ「管理票制度等が実効的に機能しているか」という表現については、執行上の問題（法律で定められた事項が遵守されているか）と保全上の実効性（制度がゾウの保全にどの程度寄与しているか）という2つのレベルを含んでいることが分かるような書き方にしていきたい。
- ・26ページ21行目に「急病、事故、入院、死亡直後等」と書かれているが、これが飼養者についての記述であることが読み取りにくい。「飼養者の急病、事故、入院、死亡直後等」と主語を明示した方が分かりやすい。

箕輪委員

- ・冒頭に種の保存法の目的の整理を入れていただいたのは大変ありがたかった。
- ・「運用改善」という言葉の使い方について引っかかりを感じた。登録票の取得を義務づけるものではない以上、本来生じてはならない事態が発生している。その問題への暫定的対応を「運用改善」と表現してよいかどうか。表現を確認していただきたい。
- ・登録票をとっていないことで生じる問題だが、ペットとして飼育する際には終生飼養が前提であり、譲渡しが必要でなければ登録票の取得は不要である。飼育者が登録票を取得しないという考えになるのは自然な流れともいえる。飼育者の意識と法制度の間にギャップが存在しており、登録票制度自体の在り方についても検討していく必要があると感じた。
- ・>今生じている課題に対応できるようにするというので「改善」という言葉を使っているが、本来そういった状況が発生すること自体についての問題意識も踏まえると、良い言葉がないか考えてみたい。（環境省 笹渕）

寺田委員

- ・一見異なる象牙取引とペット流通に共通する論点を加筆いただいたことを評価したい。規制内容をより細かく厳しくすれば良いわけではないという考え方が広く認識される機会となることを願う。
- ・図7のキャプションの「生きている個体の Importer reported quantity」について、データの項目名を意図しているものと理解するが、日本語の報告書でこだけ英語表記となっている点に違和感がある。「輸入者の申告に基づく～」といった日本語表記とし、固有名詞が必要であれば括弧書きで英語を補う形にする方が良い。
- ・28ページの象牙取引についての記述で、「違法取引」という言葉が複数箇所に出てくる。これは、国内取引における違法行為と輸出入における違法行為の両方が含まれるため、いずれを意図しているのかわかる記述にすべきである。例えば「国内市場における象牙の流通

管理が象の密猟や違法取引の防止を通じて象の保全に関わっている」という記述は、後者は密輸を指すと推察するが、「国内取引違反を減らすこと＝象の保全」であるかのような誤解を生みかねないので修正が必要であると考えます。

>国際希少種については違法な捕獲・輸入の誘引を減らして違法個体が国内に流入することを防止する観点から国内の譲渡し等の規制をしているという趣旨を踏まえ、象の保全に直接的に寄与するのは違法な輸出入につながらないということであり、国内の譲渡し等の規制はそういった誘引を減らすことで間接的に寄与しているというロジックが全体的に分かるよう言葉を整理したい。（環境省 笹渕）

三橋委員

- ・博物館には希少動物の剥製や象牙を引き取ってほしい、採集規制のかかった標本を受け取ってほしいという問い合わせが頻繁にかかってくる。一段落で構わないので報告書に記載していただければ、博物館関係のネットワークを通じて情報を共有でき、現行の取り扱いを把握していない学芸員が的確な判断をするための参考になる。企業や古民家で希少動物などの古い剥製が出てくる相談や昆虫標本の扱いについても、現行の取り扱いを明示した記載があれば関係者が適切に対応できるようになる。

>生体とそれ以外で項目を分けた方が良いかもしれないが、現行法においてこのような場合にはこういう対応が可能であるという解説がどこかに記載されていれば有益だと思う。昆虫標本についても現在、運用面での検討が進んでいる状況なので、最新の情報を盛り込む形で対応する。掲載箇所やレイアウトも含めて検討したい。（環境省 川越）

2. その他

- ・環境省から今後の進め方を説明。本日の委員からの指摘を踏まえて事務局が報告書案を修正の上、各委員・座長と相談。最終的に第7回検討会の開催の可否を判断し、いずれにせよ7月中に報告書を公表・確定する予定。（環境省 吉澤）

- ・設置要綱上の設置期間・委員任期（令和8年6月まで）については、座長の判断で報告書公表（7月中）まで延期する方向で各委員に了承を求めた。

- ・報告書公表後は中央環境審議会野生生物小委員会に報告し、制度改正を行う場合には中央環境審議会に諮問・答申をいただく流れを想定。（環境省 吉澤）

以上